

◇ 資 料 ◇

ミヒャエル・フェルスター

不法に仕えた法律家（6）

元帝国司法省事務次官フランツ・シュレーゲルベルガー  
(1876—1970年) の生涯と業績

本 田 稔\* (訳)

目 次

- 第1章 序 文  
第2章 生立ちと教育課程  
第3章 裁判官への任用と最初の学術論文の公表  
第4章 帝国司法省への昇進 (以上, 384号)  
第5章 事 務 次 官  
第6章 帝国司法大臣代行 (以上, 385号)  
第7章 独立した裁判官の破壊と司法の制御の同時実行 (以上, 386号)  
第8章 いわゆる「安楽死作戦」  
第9章 「遺伝性疾患の子孫の予防」のための法律に基づく断種措置  
(以上, 389号)  
第10章 ポーランド人およびユダヤ人に対する犯罪 (以上, 392号)  
第11章 「夜と霧」——司法の犯罪  
第12章 ニュルンベルク裁判における証人および被告人として  
(以上, 本号)  
第13章 年 金 闘 争

第11章 「夜と霧」——司法の犯罪

ヒトラーが進めた戦争の機械装置がヨーロッパの大部分の地域へと押し寄せた後、占領権力は制圧された国の民衆の中から起こった抵抗運動という問題に直面し

---

\* ほんだ・みのる 立命館大学法学部教授

た。東部地域への派兵を開始して以降、とりわけ1941年の晩秋以降、被占領地域において暴動と破壊行為が深刻化した<sup>1)</sup>。占領されたソ連の地域を除いては、抵抗運動家の処罰を管轄したのは軍事裁判所であった。しかし、ヒトラーは軍事司法には満足していなかった。彼の考えでは、即決で死刑が言い渡されず、言い渡されても執行されない事案の場合、戦時裁判の公判は民衆の関心を引き、興奮をかき立てながら進められ、それが彼を煩わせたからである。

1941年の秋には、とくにフランスのレジスタンスによる抵抗運動が拡大した。ヒトラーは、被占領地域において抵抗運動を行った民間人の責任者を直ちに処罰することはせず、彼らを完全に孤立化させるために、秘密裏にドイツに移送することを思いついた<sup>2)</sup>。ヒトラーは、このような手続が威嚇効果を高めると考えた。戦争中に懲役刑が言い渡されても、当事者は「不名誉」とは感じないし、戦争が終結すれば釈放されると期待するに違いなかった<sup>3)</sup>。犠牲者が忽然といなくなれば、その親族や友人はさらに恐怖に怯えるので、そのほうが威嚇効果があると考えたからである。国防軍総司令部長官のヴィルヘルム・カイテルは、1946年にニュルンベルクの主要戦犯訴訟において死刑に処せられたが、彼はニュルンベルク裁判の検察官に対して、後に命名された「夜と霧」の命令の犠牲者をこのように処罰する方が、「個別的事案において死刑を科すよりも、その残虐性において桁外れに過酷であった」ことを認めた<sup>4)</sup>。彼が関与する下で発令された命令は、後に「夜と霧」と呼ばれた。彼は、それが自ら責任を負わねばならない最悪のものであることを認めた<sup>5)</sup>。

目標はこのテロ計画を実現することであった。シュレーゲルベルガーの指導下にあった帝国司法省は、その実現の責任の本質的部分を引き受けることを決意するのに外的な圧力を要しなかった。それは、この時期の司法史の最も驚くべき、そして最も恐ろしい章を飾った。その際にとくに重要な役割を果たしたのは、国防軍総司令部法務局長のルドルフ・レーマンであった。

ルドルフ・レーマンは、1890年にボーゼンに生まれ、法学博士号を取得した法律家であった<sup>6)</sup>。彼は予備将校として第1次世界大戦に参加し、1925年に補助職員として帝国司法省に入省した。彼は省において頭角を現し、部長として勤務し、最終的に第2局のフライスラーの指導下において、とくに刑事訴訟法の改正および軍事裁判所規則の制定の作業部会の責任者に就任した。レーマンは、国家社会主義ドイツ労働者党の黨員にはならなかったが、新設された帝国軍事裁判所に1937年に移籍し、その裁判長になった。1938年7月、彼は最終的に国防軍総司令部法務局長に就任することによって軍の最高位の法律家になった。

軍の司令官であり、かつ法律家であったこの人物は、当初はヒトラーの計画に抵

抗した。しかし、ある案件をヒムラーが管轄するゲシュタポに委託するという提案が出されたとき、レーマンは対案を出して、交渉に乗り出した。レーマンは法律家裁判において証人尋問を受け、その証言は判決文の中で次のように引用されている。

「この点に関して、彼——レーマン——は、次のような提案を行った。事務作業は、『これまでどおり裁判官によって取り扱われるべきです。ヒトラーは、軍事裁判所に反感を持っていましたし、そのことは知られていました。彼は、私たちの軍事司法よりも、非軍事の文民司法の方がお気に入りだったようです』。さらにレーマンは証言した。ヒトラーは、『後に文民司法にさらに大きな政治的信頼を寄せました。だから彼は後にあらゆる政治的な刑事事件を私たちから取り上げ、文民司法に委ねたのです』と」<sup>7)</sup>。

カイトルは、さらに主要戦犯訴訟において次のように定式化した。ヒトラーは、司法大臣のシュレーゲルベルガーに依頼して、軍が相応しい命令を出せない場合には、それを行うよう「迫りました」<sup>8)</sup>。ヒトラーが司法省の側から起こる抵抗は最小限であると予測していたことが、ここでは特徴的であった。事の経過が証明しているように、ヒトラーの予測は的中した。

レーマンは、カイトルから許可を得て、彼の元の上司であるフライスラーを訪ね、彼に対してドイツに移送されるべき者の管轄権を文民司法が引き継ぐべきであると提案した。国防軍総司令部は、ヒムラーの機関がこの案件を手中に収めるのを阻止するために懸命になって一定の役割を果たしたといえる。国防軍総司令部、とくに司法省の元補助職員を務めたことのあるレーマンは、司法省と緊密に協力して、事態を統制できるようにしたいと望んでいた。そのことの意義は決して小さくなかったに違いない。しかし、レーマンが言うには、フライスラーは当初は躊躇した態度をとり、まずはその問題を司法大臣代行であるシュレーゲルベルガーと協議したいと主張した<sup>9)</sup>。

フライスラーは、シュレーゲルベルガーがレーマンの提案に反対するであろうと思っていたが、それは思い違いであった。シュレーゲルベルガーは、司法をテロ計画に結びつけることに同意した。彼は自身が行った判断の射程範囲を完全に認識していた。そのことを法律家裁判において一度も否認しなかった<sup>10)</sup>。

移送された者に対して司法が有罪判決を言い渡すことは、刑事訴訟法の重要な規則を潜脱したり、それを放棄することによってのみ可能であり、そのことはシュレーゲルベルガーにとって明らかであった。なぜならば、シュレーゲルベルガーが定式化したように<sup>11)</sup>、ヒトラーの指示は、「被告人が外部と連絡をとれないように

遮断することによって威嚇する」という基本思想に基づいていたからである。「夜と霧」の命令の規定は、被占領地域の戦時裁判所の手続においても妥当していたが、命令違反の行為を行った被告人を文民司法にかけて、その規定を実体法として適用すると同時に、テロ計画の目的を隠蔽しながら、手続規定をその計画に適合させるために、手続規定を最大限に活用しなければならなかった。手続は秘密裏に行われなければならなかった。判決の言い渡しは公にはならなかった。独立した刑事弁護人からの法的扶助は——親族と連絡をとることができればよかったのであるが——退けられねばならなかった。被告人に有利な証言をする外国の証人への尋問もまた同様に認められなかった。このような手続であったにもかかわらず、シュレーゲルベルガーはこれら全てを自覚的に容認し、それによって司法をヒトラーのテロ計画に従属させることを辞さなかった。彼は、法律家裁判において、その正当性を次のように述べた。それを行ったのは、「『夜と霧』の被疑者を警察の手に委ねようとするヒトラーの計画を打ち砕くためでした」<sup>12)</sup>。

しかし、問題はテロ目的を隠蔽する視点に裁判手続に従属させたことにあるだけではなかった。シュレーゲルベルガーが、移送された人がヒムラーのゲシュタポの手に渡るのを阻止しようというのであれば、被告人に無罪が言い渡されたり、たとえ有罪であっても自由刑が言い渡され、それが戦争の終結前に満了するような場合に、どのような事態が発生するのかを考えるべきであった。効力のある有罪判決がまだ言い渡されていない間は被告人を未決勾留のままにすることもできたが、釈放するようなことをすれば、移送された者の姿を隠すことによって威嚇目的を実現するヒトラーの計画に反することになり、被告人は遅くとも後にヒムラーのゲシュタポに送られるだけであった。ただし、シュレーゲルベルガーが法律家裁判において述べたように、彼とその部下の官僚は、この問題の解決方法を自ら見出したことを自負していた。それは次のような方法であった。検察官が書面に目を通す。戦争の終結が予想され、刑期が短いために戦争の終結前に満了すると思われる場合には、検察官は公判の期日の取り決めを安易に申請してはならない。被告人を未決勾留のままにしておくためである。しかし、検察官が公判期日の取り決めを申請し、短期間で釈放が予想される判決が出る可能性がある場合には、裁判所は検察官にそのことを通告する。検察官は、それによって——シュレーゲルベルガーの言葉によると——「手続を停止する提案を行う機会を得る」<sup>13)</sup>。このような考えられないような手続によって、近代の刑事手続の基本原則がさらに否定された。つまり、検事局と裁判所を厳格に分離することによって秘密主義的な審問手続を克服する原則が否定されたのである。シュレーゲルベルガーは、「裁判所は検察官の公訴に拘束される

ことになっています<sup>14)</sup>と述べて強く反論したが、たとえそのように述べようとも、この手続を推し進め、検事局と裁判所が被告人を前に密かに共同し、被告人を無防備にするという結果をもたらしたのは彼であった。

フライスラーは、シュレーゲルベルガーから承認を得ていることを知り、その後は引き続きレーマンと交渉し、その過程で「夜と霧」の計画を実行に移すために、この国防軍の首席法曹とともに国防軍総司令部と司法省が共同するための指針を作り上げた（フライスラーが新しく就任した司法大臣のティーラックに宛てて後に手紙で書いたことから明らかにされたように、この交渉に関する資料はなかった。なぜならば、その交渉は帝国の秘密事項と見なされ、それゆえ書面に記録されなかったからである<sup>15)</sup>）。交渉の結果、国防軍総司令部法務局によって作成され出来上がったのが悪名高い「夜と霧」の命令である。カイトルが「委任を受けて」それに署名した日付けは、1941年12月7日であった。12月7日は、日本が真珠湾攻撃を行った日でもあった。

この布告は1941年12月29日に施行され、まずノルウェー、オランダ、ベルギーおよびフランスの被占領地域で適用された。命令の表題は、「被占領地域における帝国および占領権力に対する犯罪行為を訴追するための指針<sup>16)</sup>」であった。命令は、帝国および占領権力に対してその安全と戦闘力に危害を加える犯罪行為を行った非ドイツ系の民間人は、原則的に死刑に処されると規定していた。ただし、死刑判決が言い渡され、最短で執行される確率が極めて高い場合には、被疑者の出生国の軍事裁判所がその裁判を管轄するとされ、それ以外の事案は、被疑者は——命令では常に「行為者」と記されるだけであった——ドイツに移送されるとされた。とくに軍事上の必要性がある場合には、被疑者はドイツの軍事裁判所において起訴された。ドイツ国内および在外の官庁は、移送された者の所在について問い合わせても、彼らが逮捕され、手続が進められている状況であることを理由に、それ以上の報告はできないとの説明を受けた。命令は、帝国司法大臣がその管轄領域において必要な施行規定を公布できると定めていた。

この命令が発布された後、施行令が出され、訴追されるべき犯罪行為、被占領地域における有罪判断の具体的条件、さらに手続の方式が定められた。犠牲者をドイツに移送するのは秘密憲兵隊であること、ドイツにおける公判は公開主義を完全に排除して行われること、公判において外国の証人に尋問する場合には国防軍総司令部の許可が必要であること、これらのことが規定において特に際立っていた。

カイトルは、1941年12月12日、命令を司法省に送付し、シュレーゲルベルガーの元に届けた。彼は添え書きの中で、この命令を施行するために帝国司法省と国防軍

総司令部との緊密な協力が求められていること、そして部下の担当者に対して適切な指導を行ったことを記した。

フライスラーは、帝国司法省が起草した「夜と霧」の命令の施行令草案を1941年12月16日にはレーマンに送った。その後も引き続き帝国司法省と国防軍総司令部との間で協議と書簡のやりとりが行われた。帝国司法省の最終の施行令草案は、1942年2月6日に仕上がった。その表題は、「被占領地域における帝国および占領権力に対する犯罪行為を訴追するための1941年12月7日の総統および軍最高司令官の指針を施行するための1942年2月6日の命令」と記された。シュレーゲルベルガーは、命令に署名することによって、手続法を歪曲するための全ての方法を確実なものにした。彼は後にニュルンベルクでその責任を負わなければならなかった。この恐るべき血塗られた職務の責任は司法が担った。

裁判所の管轄権は、同じ日付の通達によって確定された。その通達は、「被占領地域における帝国および占領権力に対する犯罪行為を訴追するための総統および国防軍総司令部長官の指針に関する1942年2月6日の施行令を執行するための通達」であった。それに基づいて、ケルン特別裁判所がフランス出身の被告人を、ドルトムント特別裁判所がベルギーおよびオランダ出身の被告人を、そしてキール特別裁判所がノルウェーから移送された者を管轄した。

「それ以外の者」については、ベルリン特別裁判所が管轄し、帝国司法大臣の職がティーラックに引き継がれて以降、彼の指示に基づいて「夜と霧」の事案の一定の部分の管轄権が民族裁判所の管轄に割り当てられた。帝国司法省は、1942年2月6日の通達によって、さらに特別の事案の管轄権をどの裁判所に割り当てるかについて確定することを留保し、特別裁判所の上級検察官に次のことを報告するよう義務づけた。すなわち、起訴の目的はどのようなものか、個別事案において起訴猶予する判断はどのようなものか、それとならんで勾留請求しない場合の目的はどのようなものか。帝国司法省は、これらの事項について上級検察官に報告するよう義務づけた。勾留請求をしないことが許されるのは、外国の証拠方法を採用する場合の手続と同様に司法省が賛成している場合だけであった。

さらに検察官は、司法省の指示に拘束され、訴訟において決定的に重要な役割を担わされた。あらゆる規定は、省が検察官に対して指示権限を行使し、それによって移送された者の運命を統制することに向けられた。これらの規定によって、「独立した裁判所」が受刑者の釈放を決定できなくなった。フライスラーは、管轄権を有している上級州裁判所長官および検事長と協議し、その際に彼らに規定の解説を行い、裁判所に期待された極めて重要な事柄が実現されると述べた。それは裁判所

の独立性のことであったが、一見して分かるように一度も保障されることなく、すぐに否定された。

司法省の指導的な官僚と国防軍総司令部長官によって追求された目的、とりわけ「夜と霧」の被疑者をヒムラーの警察組織に引き渡すことを阻止する目的もまた次第に達成されなくなった。少なくとも、ゲシュタポは被疑者をドイツに移送する管轄権を部分的に獲得することに成功した。「夜と霧」の命令に関する第1次施行令では、被疑者を移送するのはまだ秘密憲兵隊であると規定されていたが、国防軍最高司令部は最終的に、ゲシュタポにも被疑者の移送を委ねることができるという状況に見舞われた。抵抗運動対策を管轄する在外の防衛局は、1942年2月12日の秘密指令においてそのように決定した。「夜と霧」の命令に関する第2次施行令草案が1942年4月16日に起草され、それが効力のある命令と同様に取り扱われ、ゲシュタポの幹部に対して事案の一件書類を「実行行為者を移送ものと同じ方法で転送すること」<sup>17)</sup>が許可されたのである。レーマンは、後にニュルンベルクの国防軍総司令部裁判において証言したように、「夜と霧」の被疑者を移送することは秘密憲兵隊にとって人数の面で負担が重かったからだ、その当時の状況のせいにしたが、それによってゲシュタポの手に落ちた「夜と霧」の被疑者は、最初の「夜と霧」の裁判が始まる前に強制収容所へ移送されることになった。さらにヒムラーの機関は、独自の手続案を提案し、それを実施し始めた。プリンツ・アルバート通りにあるゲシュタポ本部は、1942年6月24日、国防軍総司令部宛てに書簡を送り、その中で規則を制定することを提案した。それは、死刑事案の場合、親族へ連絡しない、帝国内の死亡地にある遺体は埋葬される、そして埋葬地は当分の間知らされないというものであった。親族に連絡するならば、「囚人の運命がどようになったのかを親族や友人に知らせないことによって威嚇目的を実現する」という命令の目的と矛盾するというのが提案の理由であった。1942年7月13日、レーマンは国防軍総司令部を代表して返信を書き、提案に対して同意を表明し、それに相応しく命令を補充することを約束した。

最終的に、国防軍総司令部もシュレーゲルベルガー自身も考えていなかった状況が生じた。ゲシュタポを排除する計画は結果的に頓挫し、「夜と霧」の裁判は完全な茶番劇になった。最初の「夜と霧」の裁判が始まった8月20日、シュレーゲルベルガーは退任し、ティーラックが帝国司法大臣に就任した。この新しい帝国司法大臣は、ヒムラーの警察機関から管轄権を死守するに関心はなかった。彼は、手続の法的基礎とその状態について報告を受けた後、1942年9月24日にある決定を下した。彼は、起訴できないか、または起訴することが合目的でない被疑者は、「司

法機関によって無制限に拘束されたまま」にしてはならないと決定した<sup>18)</sup>。この決定が出された直後に、無罪が言い渡された事案や短期の自由刑が科された事案にも拡大された。無罪判決が出されることが予想される場合、裁判所は検察官と協力し、また未決勾留の請求が棄却されることが予想される場合、検察官は同じく司法省の賛同を求めることができた。その限りにおいて、司法省の指示は「夜と霧」の被拘禁者が釈放されて、警察の手に渡るのを阻むことに役立ったのであるが、ティーラックはその指示をも廃止したのである。

これによって、「夜と霧」の被拘禁者のところで、不条理であると同時に恐ろしい状態が生じた。司法機関は、被拘禁者に「夜と霧」の命令の意味における責任があると証明されたと心証を抱いた場合には、彼らに斬首刑を科し、死刑でなくても彼らに自由刑——戦争終結前に満了するようなことはほとんどなかった——を言い渡した。しかし、司法が被拘禁者を無罪であると判断したならば、彼らは直ちにゲシュタポに移送され、強制収容所に送られた。通常は、そこから生きて出ることはできなかった。

司法機関によって拘束されている人々は、未決勾留を受けている人であれ、あるいは死刑を免れた囚人であれ、死刑の執行を待っている囚人であれ、恐るべき運命を迎えていた。後に法律家裁判においてバンベルク刑務所の看守であったエブラックは、「夜と霧」の囚人が刑務所施設に移送され、そこが満員になったことを証言した<sup>19)</sup>。その結果、結核やそれに類する病気を含み多くの疾病がはびこった。医療上の看護は劣悪であり、食材の備蓄があつたにもかかわらず、囚人には何週間ものあいだスープしか与えられなかった。その証人は裁判において、粗暴な女性看守が女性囚人を虐待したことも証言した。死刑を言い渡された女性の中には、それが執行される日を刑務所の中で長いあいだ待たされている者もいた、ヒトラーは、ノルウェーを含む占領された西部地域出身の女性の死刑判決が執行されることを望んでいなかったのも、それは執行されなかったが、執行の停止に関する決定は、その女性には知らされなかった。

司法機関によって拘束され、この恐怖を生き延びた人を待っていたのは、最終的に強制収容所という運命であった。すでに1943年6月、国防軍総司令部は、司法省に対して「夜と霧」の手続を中止し、被占領地域の特別裁判所に判断させることを提案した。それは、すでに占領されたオランダにおいて当地の帝国委員ザイス＝インクヴァルトの指示によって実務とされていた方法であった。

しかし、連合国が1944年7月にノルマンディーに上陸した後、被占領地域における抵抗運動が激化した。ヒトラーは、それに対して彼の残虐性をさらに強め、いわ

ゆる「テロと怠業」の布告を發布した。それによって、抵抗運動を理由に捕らえた民間人を即座に射殺するよう指示が出され、射殺しない場合でもその民間人を直後に治安警察に移送するよう補足的な指示が出された。このような補充規定が設けられることによって、軍事裁判所の管轄権は最終的かつ明白に排除された。それによって、「夜と霧」の被拘禁者を文民司法に移送する作業の根拠もなくなった。

最後の一步が踏み出された。ある会議が開催された。国防軍総司令部、帝国保安省、帝国司法省、および当時の帝国軍事裁判所、すなわち現在のベルリン高等裁判所の代表がベルリン＝シャルロテンブルクに集結し、会議を開催した。その会議において、司法機関および国防軍の拘置所になおも残されていた「夜と霧」の被拘禁者を「その関係書類とともに、最寄りの治安警察および秘密情報機関の部署に移送する」<sup>20)</sup>ことが決定された。移送の措置から除外されたのは、すでに法的に有効な死刑判決が言い渡され、その執行の指示が出されている「夜と霧」の被拘禁者だけであった。「夜と霧」の被拘禁者は、ひとたび捕らえられれば、恐ろしい運命から決して免れられなかった。彼らが無実であることが証明されることは極めて難しかった。

「夜と霧」の命令のテロの犠牲者になった人が何人いたのかは、正確に確認されていない。強制収容所の人間絶滅装置に関する文書とともに、無数の人々が消された。彼らが苦難の行路を司法機関において終えたのか、それとも強制収容所へと向かい、そこで終えたのか。いずれにせよ、その人々の数はおよその数でしかない。1944年4月30日の帝国司法省の統計は、様々な特別裁判所と民族裁判所へ送られた「夜と霧」の被拘禁者の人数を6639人と計算した<sup>21)</sup>。この統計によれば、1944年4月末の時点で3624人の被疑者が1450件の手続において起訴され、そのうち807件の手続において1793人の被告人に有罪判決が言い渡された。グルッフマンは、そのうち340人の被告人に死刑判決が言い渡されたと見ている。死刑判決の数が比較的少ないように思われるが、それは不思議なことではない。証拠の状況が十分でなかったために、現場で即決判断できない軽微な事案だけが文民司法に送られたからである。ドイツ国内にいる裁判官は、「犯行現場」から離れたところにいたため、そして公判の証拠調べ手続に際して守秘義務が課されたため、多くの場合に死刑判決を言い渡さなくてもよかったようである。

1) そのようなカイテルの証言を掲載しているのは、Aussage Keitels, in: Der Prozeß gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof, Band X, S. 609.

- 2) Vgl. Gruchmann, "Nacht und Nebel"-Justiz, in: VfZ 1981, S. 342 f.
- 3) Aussage Keitels, aa.O., S. 611.
- 4) Zitiert nach Der Prozess gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof, Band X, S. 702.
- 5) Fn. 4), aa.O., S. 701.
- 6) レーマンに関しては、次のものを参照されたい。Vgl. Fall 12: Das Urteil gegen das Oberkommando der Wehrmacht, S. 283 und Gruchmann, Justiz im Dritten Reich, Anhang, S. 1154.
- 7) Zitiert nach Ostendorf/ter Veen (Hrsg.), Das "Nürnberger Juristenurteil", S. 182.
- 8) Die Aussage Keitels, aa.O., S. 610.
- 9) それについては法律家裁判の判決を参照されたい。Ostendorf/ter Veen (Hrsg.), aa.O., S. 182.
- 10) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4409.
- 11) Zitiert nach dem Protokoll des Juristenprozesses (d), S. 4409.
- 12) Aussage Schlegelbergers, aa.O., S. 4411.
- 13) Aussage Schlegelbergers, aa.O., S. 4411.
- 14) Zitiert nach dem Protokoll des Juristenprozesses (d), S. 4412.
- 15) Vgl. Gruchmann, aa.O., S. 342 ff (S. 344).
- 16) 布告および施行令の内容を最も詳細に掲載しているのは、Gruchmann, "Nacht und Nebel"-Justiz, in: VfZ 1981, S. 342 ff (S. 344 ff)。これに関して簡潔に叙述するのは、Müller, Furchtbare Juristen, S. 176 f und Majer, "Fremdvölkische" im Dritten Reich, S. 670 f.
- 17) Zitiert nach Gruchmann, aa.O., S. 342 ff (S. 351).
- 18) Zitiert nach Gruchmann, aa.O., S. 342 ff (S. 357).
- 19) Vgl. Ostendorf/ter Veen (Hrsg.), aa.O., S. 186.
- 20) Zitiert nach Gruchmann, aa.O., S. 342 ff (S. 394).
- 21) 統計上のデータに関しては、Gruchmann, aa.O., S. 342 ff (S. 395 f).

## 第12章 ニュルンベルク裁判における証人および被告人として

シュレーゲルベルガーは、退任後、「耐え難い拘束から解放され、安堵した様子でした」と、ベルリン＝ニコラスゼーのチュートン通りに住む彼の隣人は、法律家裁判の宣誓供述においてそのように述べた<sup>1)</sup>。シュレーゲルベルガーがティエラックに職務を引き継いだ時の写真は、職務に従事していた最後の数ヶ月は彼の肉体がいかに疲弊していたかを証明している<sup>2)</sup>。それにもかかわらず、彼はベルリン＝ニコラスゼーの官舎を離れなければならなかった。なぜならば、家具が備え付けられたこの住宅は、党の高級幹部用とされていたからである<sup>3)</sup>。そのため、彼がすでに

1917年にマルク地方のレーニン市で購入していた夏期休暇用の小さな別荘に彼の妻とともに引越す他なかった<sup>4)</sup>。ソ連軍が侵攻するまで彼は、そこで千年帝国の最後の3年を過ごした。

ポツダム近郊の緑豊かな地域にあった保養地は、かつてシトー会修道院であり、ロマネスク＝初期ゴシック様式の教会がある有名な場所であった。退職者の身であるシュレーゲルベルガーは、伝統豊かなプロテスタントの地で彼の妻とともに教会を中心とする生活を送り、社会奉仕会館のために惜しみない援助を行った<sup>5)</sup>。彼は、その教区の教区監督に対して、自分自身は不本意に党に入っただけであり、党指導部の職務から退いた後は即座に離党を申し出たと過去について報告した<sup>6)</sup>。

とはいうものの、そのことは彼が帝国政府との、またヒトラーとの友好的なつながりを妨げるものではなかった。夏期休暇用の小さな別荘での生活は非常に質素なものであった。そのため、シュレーゲルベルガーはバーデン地方に庭付きの住宅を購入しようと考えた。しかし、家庭菜園用の土地付き住宅を手に入れるためには、ヒトラー自身から許可を得ることが必要であった<sup>7)</sup>。1944年1月14日、シュレーゲルベルガーは、ヒトラー宛に手紙を書いて、相談を申し出ることをはばかることはなかった。ヒトラーは、事務次官に対して相変わらず好意を抱いていることを明らかにし、その年の4月にランマースを介して、シュレーゲルベルガーが家庭菜園用の土地の購入計画を立てるにあたって協力する決定をしたことを伝えた<sup>8)</sup>。土地は南ドイツで購入することになったが、シュレーゲルベルガーがそれをためらうことはもはやなかった。

1945年の春にソ連軍が侵攻した後、シュレーゲルベルガーは、ソ連軍の指示を受けてレーニン市の市長の職を引き受けた。彼がベルリンで住宅を求めようとしたとき、アメリカ軍によって身柄拘束を受けた<sup>9)</sup>。

1945年11月20日、アメリカ軍が占領しているニュルンベルクにおいて、連合国4ヶ国によって主要戦犯訴訟が始まった。ゲーリングおよびヘスと並んで、その他19人の被告人が起訴された。その中にはフランツ・フォン・パーベンと団体として起訴された「帝国政府」も含まれていた。フォン・パーベンと帝国政府の弁護人を務めたのは、弁護士のエゴン・クブシヨク博士であった。クブシヨクは、1946年8月2日、シュレーゲルベルガーに対して、帝国政府のための証人として証言台に立つよう要請した<sup>10)</sup>。シュレーゲルベルガーは、弁護人の尋問に対して、ギュルトナーとともに職務に従事したこと、授權法を制定したこと、そして政府の役職者、党およびヒトラーと関わりがあったことを述べた。それに引き続いて、首席検事から反対尋問を受けた。首席検事は、入念に準備をしていた。その人物は、フライブ

ルク（ブライスガウ）の出身で、法学博士号の学位を取得したユダヤ出自の法律家ローベルト・M・W・ケンプナーであった。彼はベルリンの刑事弁護士エーリヒ・フライのもとで研修を受け、1933年までプロイセン内務省警察局顧問として働いていた。1932年、彼はアイケ・フォン・レプコフのペンネームで論文を公表し、その中でファシズムが法の領域において台頭しつつあると警告を発した<sup>11)</sup>。国家社会主義者が権力を継承したとき、彼はゲシュタポによって一時的に身柄の拘束を受けたが、1935年にはイタリアへ移り、1939年にはそこからアメリカ合衆国へと亡命し、アメリカの市民権を取得した。ケンプナーは、元事務次官に対して、ヒトラー内閣の閣僚を辞任できた可能性があったか否かの問題について質問した。その後論点をユダヤ人政策の問題へと移した。それによって劇的な場面が展開された。その模様は、裁判記録に次のように記録されている<sup>12)</sup>。

ケンプナー博士： あなたが司法大臣の職務を遂行するよう委任を受けてから、あなたは反ユダヤ立法に関与しましたか。

シュレーゲルベルガー： 私が職務に従事していた1941年に法律または命令が発せられたと思います。私の記憶によれば、この命令はユダヤ人の賃貸借関係に関するものでした。

ケンプナー博士： あなた自身は、ドイツおよび被占領地域にいるユダヤ人ハーフに断種措置を執るために、被告人のフリック博士と共同して立法を提案したことを覚えていますか。

シュレーゲルベルガー： そのようなことは記憶にございません。

ケンプナー博士： では、私は今からあなたに公文書をお示ししたいと思います。あなたが署名をした書簡です。この書簡を読めば、記憶が鮮明になるのではないですか。証拠番号 US-923 として提出されている書簡です。あなたは、この恐るべき文書に署名をしたことを覚えていますか。

シュレーゲルベルガー： はい、思い出しました。そうです、覚えています。

ケンプナーは、反対尋問の最後でシュレーゲルベルガーが目に涙を浮かべていたと、彼の回顧録のなかで記している<sup>13)</sup>。満70歳を迎える直前の男性の過去が舞い戻ってきた。司法官僚であったこの人物は、今では司法によって訴えられる側にいた。その時から彼は、事務次官として行った行動を弁明せざるをえない人生を生きることを決定づけられた。この老人の人生は、質素な25年の歳月を続けることができたとはいえ、その弁明のために多くの労力と能力を費やすことになった。

ゲーリングやその他の被告人は、国際軍事裁判所から絞首刑の判決を言い渡された。しかしながら、ヤルマル・シャハトとクブシヨクが弁護を担当したフランツ・フォン・パーベンと帝国政府は、国際軍事裁判所の手続を踏まえた結果、無罪判決を受けた。シュレーゲルベルガー自身がアメリカ軍によって国際軍事裁判所に訴えられたとしても、彼はそのことから確かな期待を感じとったに違いない。

シュレーゲルベルガーに対する軍事裁判は、1947年2月17日に始まった<sup>14)</sup>。「法律家裁判」という名称で知られるこの裁判では、シュレーゲルベルガーと並んで、さらに15人の裁判官と司法官僚が起訴された。その裁判は、主要戦犯訴訟に続いてアメリカ軍によって継続的に進められた合計12件の裁判のひとつであった。これらの裁判では、法律家以外にも、安楽死を実施した医師、強制収容所に勤務した医師、軍司令官、企業家、外務省の高級官僚、それらと並んで国家社会主義ドイツ労働者党とその構成員など代表的な人々が訴えられた。法律家に対する裁判は、これらのニュルンベルク継続裁判の3番目であったので、「第3事案」とも呼ばれた。

裁判所は第3軍事裁判所であり、それはアメリカ合衆国軍事総監が1947年2月14日に公布した対ドイツ一般指令第11号によって設置されたものである。第3軍事裁判所に所属したのは、最終的に次のアメリカ人裁判官であった。それは、ゲーリングに死刑を言い渡した国際軍事裁判所とは対称的であった。

カリントン・T・マーシャル裁判長	元オハイオ州最高裁判所長官
ジェームズ・T・プラント判事	オハイオ州最高裁判所判事
マロリー・B・ブレア判事	テキサス州高等裁判所民事部判事
ジャスティン・W・ハーディング判事補	元アラスカ州裁判所判事、オハイオ州 検事長補佐

裁判が12月まで続いた時点で、カリントン・T・マーシャルが病気を理由に退任した。そのため軍政府令によってジェームズ・T・プラントが裁判長に、そしてジャスティン・W・ハーディングが軍事裁判所判事に任命された。

首席検事は、アメリカ軍司令官のテルフォード・テイラーであった。テイラーは、首席検事としての資格において他の11件の裁判をも手がけなければならなかったが、チャールズ・M・ラフォレットが彼を補佐したので、シュレーゲルベルガーやその他の法律家に対する裁判に専念することができた。その際にアルフレッド・M・ウーリヘン、ロバート・D・キング、そしてサディー・アーバスノート女史が彼を支えた。

シュレーゲルベルガーは、元司法大臣代行であったがゆえに、アメリカ軍がその責任を裁判において問うことができた法律家のうちでも、第3帝国の司法機関にお

ける最高位かつ最重要の法律家であった<sup>15)</sup>。ティーラックは、1946年にイギリス軍収容所で自殺し、帝国裁判所長官ブームケは、アメリカ軍がライブツィヒに侵攻した時に自殺し、またローラント・フライスラーは、1945年3月に受けた空爆によって死亡した<sup>16)</sup>。もちろん、シュレーゲルベルガー以外の14人の（ヴェストファールを除く）被告人たちも同じく高位の法律家であった<sup>17)</sup>。

ヨーゼフ・アルトシュテッター　1943年以降、帝国司法省局長を務めた。

ヴィルヘルム・フォン・アンモン　司法省部長として刑事法第4部会に所属し、在外ドイツ占領権力に対する行為を管轄した。

パウル・バルニッケル　民族裁判所帝国検察官として勤務し、最終的に帝国裁判所帝国検察官に就任した。

ヘルマン・アルベルト・クホースト　シュトゥットガルト州裁判所第1刑事部裁判長およびシュトゥットガルト特別裁判所長官として勤務した。

カール・エンゲルト　帝国司法省部長として勤務し、1936年以降は民族裁判所副長官を務めた。1942年にティーラックの下で帝国司法省に再配属され、「反社会的」な被拘禁者の警察への移送を実行した第15部会をヒムラーの同意のもとで局長として指導した。ただし、病気を理由にこの裁判を免除された。

ギュンター・ヨエル　ローラント・フライスラーの親友であり、刑事訴追問題に関する帝国司法省調査官を務め、その後はハムのヴェストファーレン検事長に任命された。

ヘルベルト・クレム　ザクセン司法大臣であった時にティーラックの私設調査官兼補佐官を務め、最終的に1944年1月以降、帝国司法省事務次官に就任した。

エルンスト・ラウツ　ベルリンおよびカールスルーエの検事長を務め、1939年7月以降、民族裁判所の上級帝国検察官に就任した。

ヴォルフガング・メッテンベルク　帝国司法省第4部長として被占領地域のドイツ占領権力に対する違反行為の監視を委託された。

ギュンター・ネーベルンク　ブラウンシュヴァイク上級州裁判所長官として勤務し、1944年に民族裁判所第4部裁判長に就任した。

ルドルフ・エッシェイ　ドイツで最も残虐な特別裁判所と言われていたニュルンベルク特別裁判所長官を務めた<sup>18)</sup>。

ハンス・ペーターセン　1925年以降、国家社会主義ドイツ労働者党の党员であり、1942年以降、突撃隊分隊長または上級分隊長として民族裁判所特別部の名

菅陪席判事を務めた。彼は被告人のなかで法学教育を受けていなかった唯一の法律家であった。

オスヴァルト・ロートハウク ニュルンベルク特別裁判所長官であり、1943年5月以降、民族裁判所帝国検察官を務めた。

クルト・ローテンベルガー 元ハンブルク司法大臣であり、ハンザ同盟都市上級州裁判所長官を務めた。事務次官として勤務していたシュレーゲルベルガーに師事した。彼はこの裁判においてシュレーゲルベルガーと並んで最も関心が向けられた人物であった。

カール・ヴェストファール 帝国司法省部長として刑事手続および行刑問題を管轄する第4部会に所属した。この裁判の公判が始まる直前に自殺した。

アメリカの軍事裁判所の管轄権を定めた法的基礎<sup>19)</sup>と適用される実体刑法の規定は、1945年12月の管理委員会法第10号<sup>20)</sup>に由来する。戦勝国はすでに1945年6月5日のポツダム宣言において、戦争犯罪を処罰することが「ドイツを軍事的に占領する最重要課題のひとつである」<sup>21)</sup>ことを宣言していた。1945年8月、戦勝国はロンドンで国際軍事裁判所を設置することを決定した。1945年10月にゲーリングならびに他の23人の個人と「6つの団体または組織」がこの裁判所に起訴された。連合国の機関は、国際軍事裁判所の手続を進めるにあたって大きな組織上の問題に直面したため、1945年12月20日、管理委員会法第10号を制定することになった。それはまた、12件のニュルンベルク継続裁判のための法的基礎にもなった<sup>22)</sup>。1945年8月12日にロンドンで締結された協定に基づいて、犯罪構成要件が明確化され、戦争犯罪の被疑者を逮捕し、彼らを審理する裁判所を設置するための権限が4つの占領地区の司令官に与えられた。

管理委員会法第10号第2条は、犯罪構成要件を4つに区別した。それは、平和に対する罪、戦争犯罪、人道に対する罪および犯罪組織への所属の罪である。それに対して、法律家裁判では訴因が4点に分類された<sup>23)</sup>。

第1 訴因 共謀罪および陰謀罪

第2 訴因 戦争犯罪

第3 訴因 人道に対する罪

第4 訴因 犯罪組織への所属の罪

シュレーゲルベルガーは、最初の3点の犯罪構成要件に該当する行為を行ったことを理由に起訴されただけであった。犯罪組織に所属していたこと、とりわけ親衛隊、国家社会主義ドイツ労働者党の指導部および秘密情報機関に所属していたこと

の責任は問われなかった。首席検事は、起訴状を朗読するなかでシュレーゲルベルガーの責任を具体的に述べた。アメリカの法律家が述べたシュレーゲルベルガーに問われるべき点は、それによれば特に次の点にあった<sup>24)</sup>。

- ・ヒトラーの権力掌握後、ドイツの司法制度を改廃する際に重要な役割を果たしたこと、
- ・ヒトラーに従順に従ったこと、
- ・東部地域のポーランド人およびユダヤ人に適用される法案および命令案を起草した責任があること、
- ・悪名高い「夜と霧」の命令に署名したこと、
- ・ヒムラーのゲシュタポに被拘禁者を移送する際に重要な役割を果たしたこと、
- ・「ユダヤ人問題の最終的解決」に関与したこと、

以上の点である。

シュレーゲルベルガーの弁護人は、戦前までプレスラウにおいて弁護士として活躍していたエゴン・クブショク博士であった<sup>25)</sup>。国際軍事裁判所においてフランツ・フォン・パーベンと帝国政府の無罪を勝ち取り、シュレーゲルベルガーに対する手続においても弁護側の証人を尋問したのは、この人物であった。

証拠調べは、1947年3月6日に開始され、10月13日まで続けられた<sup>26)</sup>。合計138人の証人が裁判所によって聴取され、641件の検察官側の証拠とならんで1452件の弁護人側の証拠が提出され、審理された。さらに、数百人の証人が宣誓証言を行った。そのほとんどが弁護人側のものであった。裁判は、その全ての公判において2つの言語で行われた。ドイツ語から英語へ、そして英語からドイツ語へと同時通訳が行われた。

クブショクが被告人のシュレーゲルベルガーのために公判の開始を宣言したのは、1947年6月23日であった。6月26日、クブショクによるフランツ・シュレーゲルベルガーに対する直接の尋問が開始され、6月27日および30日に継続して行われた<sup>27)</sup>。シュレーゲルベルガーは、さらに他の被告人のための証人として尋問を受け、ラフォレットは、7月1日に反対尋問においてシュレーゲルベルガーに対して尋問を行った。シュレーゲルベルガーは、第3帝国の法律家のうちで、生き残っているうちで最高位の法律家であったので、彼は非常に厳しい状況に置かれていた<sup>28)</sup>。シュレーゲルベルガーは、司法機関の行動に対して他の誰よりも重い責任を負っていたが、それにもかかわらず全世界を驚かせた典型的な国家社会主義者ではなかった。そのような国家社会主義者を代表していたのは、例えば、オスヴァルト・ロートハウク<sup>29)</sup>やヨエル、ネーベルンクあるいはペーターセンのような他の被

告人であった。彼らは、突撃隊および親衛隊の幹部であり、党の創立期の時点で入党していた人々であった。

これらの人々が典型的な「ナチのドイツ人」を代表していた。その一方で、シュレーゲルベルガーの弁護人は彼のことを「詩人であり思想家でもある」と述べて、民族の典型的な代表者として描くことに務めた。つまり、祖国の法律問題と職務だけが重要である「プロイセン人の義務感」を美德とする非政治的なドイツ官僚として描いたのである。弁護人は、シュレーゲルベルガーの公表論文の一覧表を提出することによって、彼が学問的に「全国的な名声」<sup>30)</sup>を博していることを示した。クブシヨクは、シュレーゲルベルガーが誠実な人柄の人物であり、国家社会主義を拒絶していたことを証明する数多くの宣誓証言を裁判所に出した<sup>31)</sup>。その中には外科医のフェルディナント・ザウエルブルフ<sup>32)</sup>とプロテスタントの神学者でありブランデンブルクの司教のオットー・ディベリウスのような著名な人々が含まれていた。抵抗運動において指導的な役割を果たしたことを理由にローラント・フライスラーの民族裁判所から死刑判決を言い渡され、ベルリン＝プレッツェンゼーにおいて執行されたカール・フリードリヒ・ゲルデラーの未亡人は、亡き夫とシュレーゲルベルガーとの間に交友関係があったことを強調した<sup>33)</sup>。ユダヤ人およびユダヤ人ハーフの中には、シュレーゲルベルガーがいかに彼らやその親族のために尽力したかを証言した者もいた。シュレーゲルベルガーの私設調査官を務めたハンス・グラムは、証人席において事務次官の仕事を「職業人として完璧なまでの生き方」であったと述べた<sup>34)</sup>。これらの証言によって、彼の行動が「党の反対勢力」との共闘によって決定づけられていたこと、そして「ヒトラーの独裁に由来する指針をゆがめ、少しでもそれを和らげる」<sup>35)</sup>ことに向けられていたことが裏付けられた。インゴ・ミュラーは、このような結論について、最終的にヒトラーを除く全ての実行犯を免責しようとするものであると正当な指摘を行っているが<sup>36)</sup>、弁護人は、ヒトラーのドイツを生き残った最高位の法律家としてのシュレーゲルベルガーの人物像ともう1人のシュレーゲルベルガーとを対置させたのである。そのもう1人のシュレーゲルベルガーの人物像とは、イギリスの国営放送の解説によると、「ドイツ司法に由来する高貴な意味における法を実際に代表した最後の人」<sup>37)</sup>として特徴づけられた人物像である。

首席検事は、弁護人がシュレーゲルベルガーに関して描かれたこの人物像について、後に論告において次のように適切に述べた。「彼の弁護を実質的に見れば、それは世間で知られている2つのカテゴリーに分析できます。1つは、『この人は劣悪な社会に生まれた実直な若者である』という弁護です。もう1つは、次の結果に

向けられたものです。彼が5人しか殺せない方法を考案したために、ヒトラー、ヒムラー、ボルマン、そしてグッベルスが彼を含めて5人で25人を殺害したのだと例えられています。彼がそのような手段を考案しなくても、彼らは4人で25人を殺害したでしょう。そのような弁護です」<sup>38)</sup>。証拠調べが10月13日に終了した後、ラフォレットが行った論告において次の結論に達した。「この裁判に提出されている書面は、物事を誰よりも知っている弱い立場の男性を私たちに対して示しています。しかし、犯罪であることを知りながら、自らの意思に基づいて、そして強制されずに実行したのは、この男性なのです」。首席検事は、戦争犯罪と人道に対する罪を行ったことについて、シュレーゲルベルガーに責任があると判断し、刑を減輕すべき事情があることを認めようとしなかった。

クブシヨクは、10月14日、シュレーゲルベルガーのために最終弁論において反論した。彼は、「司法機関は、シュレーゲルベルガーの退任日の時点においては、まだ国家の指導機関全体の中では異質な存在」<sup>39)</sup>であったと指摘し、クブシヨクに弁護を依頼した人に対して検事局が行った厳しい非難に反論した。「あの国家において指導的な地位に立ち、その役職にとどまった人を糾弾することは、非常にたやすいことでしょう。国家は酷く、それゆえ協力者も酷いことをしたのだという安易な結論が出されています。それが今も主張されているのは、1933年の『権力掌握』以降に党が倒錯させ、獲得したものを長らく維持したのは、指導的な地位にとどまった『旧制大学』において教育を受けた官僚たちであったという認識があるからでしょう」<sup>40)</sup>。

10月18日、フランツ・シュレーゲルベルガーは、最後の言葉を述べた<sup>41)</sup>。「法をめぐる厳しい闘争に取り組みました。その代償として与えられたのは、このように辱められ、惨めな思いをさせられた時間でした」。彼は不満げな態度をとり、最後に次のように宣言した。「私はすでに高齢に達しています。それにもかかわらず、自己の正当性を主張することは私には容易なことでした。高位の裁判所に対して真実を述べるだけでよかったからです。真理は勝利することを固く信じて、そして清き良心の堅忍不拔の誇りをもって、私は真実を述べました」。

裁判所による1ヶ月半の協議の後、1947年12月3日、判決が言い渡された。判決理由書は総論部分と各論部分からなり、合計305頁の書面にまとめられた。各論部分において、個別の判決理由が述べられた。ブレア判事は、12月4日の午前にシュレーゲルベルガーに対して個別の判決を読み上げた。シュレーゲルベルガーは、すでに11月の時点で高齢による心臓病を理由に病院に移送されていたため<sup>42)</sup>、判決の言い渡しの時には法廷にはいなかった。裁判所は、第2訴因に基づいて戦争犯罪に

ついて、そして第3訴因に基づいて人道に対する罪について、彼が有責であると判断し、終身刑を言い渡した。

裁判所は、そのように判断することによって検事局の求刑に対応したのであるが、それにもかかわらずシュレーゲルベルガーに対する裁判所の判断は検事局ほど峻厳なものではなかった。軍事裁判所の裁判官たちは、判決理由の各論部分において、シュレーゲルベルガーが「興味深い弁護」<sup>43)</sup>を行ったと高く評価した。とはいえ、それによって裁判官が評価したのは、とりわけクプショクの仕事ぶりであった。彼の弁護戦略は、裁判における被告人全員の状況を決定するものであった。裁判官たちは、弁護人がシュレーゲルベルガーのことを精神生活と教養人の著作を愛した「悲劇の人」と呼んだ。その点に限って言えば、裁判官は弁護人の評価に賛同しさえした<sup>44)</sup>。

もっとも、被告人たちに対する裁判を維持できたのは、判決の総論部分において強調されたように、ドイツの文書が存在し、それを押収できたからである<sup>45)</sup>。弁護人は、彼がシュレーゲルベルガーに認めたような教養人としてのシュレーゲルベルガーとヒトラーに仕えた最高位の司法官僚としてのシュレーゲルベルガーとの間にある矛盾を揉み消そうとしたが、裁判所の立場から見ると、それが成功したとはいえない。「我々は、彼は自らが行った悪事を嫌悪していたとはいえ、その知性と教養をヒトラーに売り込み、それに対してわずかな政治的代償しか払わず、ただ個人的な安定を求めただけである」と考える<sup>46)</sup>。

裁判所は、シュレーゲルベルガーが権力掌握後に法を形骸化するにあたってヒトラーを下支えし、裁判官の独立性を破壊することに貢献したと認定した。裁判所は、彼が「夜と霧」の命令の犠牲者に責任を負う主要人物であり、彼にはポーランド人およびユダヤ人の迫害について共同責任があると明言した。ユダヤ人に関する彼の考えは、彼の同僚のように残虐なものではなかったが、人道的であったと特徴づけることはほとんどできないとも述べた。アメリカの裁判官は——強制収容所で大量殺人を阻むためであったとはいえ——ユダヤ人ハーフに対して断種手術を受けるか否かを選択させる提案をした責任が彼にあるとした。裁判官は、彼がルフトグラス事件に自ら進んで取り組んだと非難した。クリンツマン警察官事件におけるシュレーゲルベルガーの役割は、裁判所にとって彼の行動全体の特徴を示すものであり、それゆえに彼の役割を詳細に検討した。弁護人は、シュレーゲルベルガーの行動はより悪い事態になることを阻止する試みによって規定されていたと、その正当性を主張したが、それに対置された裁判所の主張は、次のようなものであった。証拠資料によれば、シュレーゲルベルガーとその他の被告人が、「国家の指導者た

ちが求めた汚れた仕事を引き受けたこと、そしてユダヤおよびポーランドの人々を絶滅し、被占領地域の住人をテロの恐怖に陥れ、そして国内における政治的抵抗運動を根絶するために司法省を道具として利用したことは明らかである<sup>47)</sup>。

シュレーゲルベルガーと並んで、さらにクレム、ロートハウクおよびエッシュエイの3人の被告人にも終身刑が言い渡された。バルニッケル、クホースト、ネーベルンクおよびベーターセンには無罪が言い渡された。その他の被告人には、5年から10年までの範囲の自由刑が言い渡された。そのうちローテンベルガーは7年の自由刑であった<sup>48)</sup>。

裁判所は、もっぱらアメリカの裁判官によって占められた。裁判所は、犯罪行為の実行後に施行された規定に基づいて、占領下のドイツの地において、法律家たちに自由刑を言い渡した。ただし、それは矛盾を呼び起こさざるを得なかった。ニュルンベルクの判決に対しては、戦勝国の司法であるとか、また「法律なければ犯罪なし」の原則に反しているといった批判が投げかけられた。そのため裁判所は、ドイツ人の外国人に対する犯罪を優先的に処罰し、ドイツ人のドイツ人に対する犯罪の処罰には慎重な態度をとった<sup>49)</sup>。アメリカの裁判官は、法律家裁判の判決の総論部分において非常に広範囲に渡って理由を述べることによって、この問題に関する立場を詳細に説明した<sup>50)</sup>。第3帝国の法的機関の責任を清算するための注目すべき試みを表したその判決は、法律史の1頁を飾るものであった。この視点から見たとき、アメリカの裁判官がドイツの地で第3帝国の司法を法学的に克服するために行った試みは、再び取り組まれることはなかった。

しかし、崩壊したドイツの一般大衆は、この判決に余り注目しなかった<sup>51)</sup>。すでに1948年の時点で、法律家裁判の判決に関するイギリス占領地区の中央司法官報の特別広報が出版されていた<sup>52)</sup>。グスタフ・ラートブルフは、南ドイツ法律時報に掲載した論説において、この判決と主要被告人のシュレーゲルベルガーについて論評した<sup>53)</sup>。ヘリベルト・オステンドルフとハイノ・テア・フェーンによって編集された法律家裁判の判決に関する詳細な資料集が連邦共和国において出版されるには、とにかく1985年まで待たなければならなかった。それは、西ドイツにおいて、この重要な判決がいかに長きに渡って封印されてきたかを明瞭に物語っている。

さらに法律家裁判は、アメリカ映画のシナリオとして使われ、多くの世界的な俳優がその映画で共演し、紛れもなく世界的に成功を収めた<sup>54)</sup>。それは、『ニュルンベルクにおける判決』というタイトルで、1959年にアメリカ合衆国で放映されたアビー・マンのテレビドラマを土台にしている。1961年には、スタンレー・クラマー監督のもとで、同じタイトルの3時間の映画が製作された（ドイツ語タイトル

『ニュルンベルクの判決』)。スペンサー・トレイシーが裁判官を演じ、リチャード・ウィッドマークが検察官を演じた。裁判の舞台が1948年に移ると、裁判官であったエルンスト・ヤニングが主要被告人として現れた。それはバート・ランカスターによって演じられた。脚本家のアビー・マンがヤニングの人物像をシュレーゲルベルガーを元に描いたことは紛れもない。ヤニングは、著名な法律家として描かれ、ヒトラーのドイツにおける彼の行動は、彼が数多くの著作において執筆した事柄と矛盾にしているとされた。そこではヤニングは、極端なナチの権化の共同被告人の法律家——彼はその人々とは共通性を持つと思わなかった——とは明らかに区別されて描かれた。それでもヤニングには最終的に終身刑が言い渡された。ヤニングの弁護人は、マキシミリアン・シェルによって演じられた。1961年、彼はオスカーから最優秀男優賞を授与された。

- 1) それはマックス・マティアス博士の証言である。彼はヴァザク化学株式会社の代表取締役であった。Zitiert nach den Akten des National Archiv Washington, Microfilm Publications M 889, Exhibit 103.
- 2) その写真を掲載しているのは、Gruchmann, Justiz im Dritten Reich, im Bildteil.
- 3) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4477.
- 4) Vgl. Wulff, Staatssekretär Prof. Dr. Dr. hc. Franz Schlegelberger: 1876-1970, S. 60.
- 5) Aussage von Bischof Otto Dibelius, Akten des National Archiv Washington, Microfilm Publications M 889, Exhibit 109.
- 6) レーニン（マルク）教区の教区監督であったアレクサンダー・ヴィードウの宣誓に代わる保証については、Akten des National Archiv Washington, Microfilm Publications M 889, Exhibit 110. を参照されたい。Protokoll (d), S. 4702. では、ヴィードウの証言が引用されている。
- 7) Vgl. Erlaß des Führers über die Einschränkung des Verkehrs mit landwirtschaftlichen Grundstücken im Kriege vom 28 Juli 1942, RGMI. I, S. 481.
- 8) Vgl. Verhör Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4480 f.
- 9) Wulff, a.a.O., S. 61.
- 10) その尋問を掲載しているドイツ語版の公文書は、Der Prozeß gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof, Band XX, S. 289-304.
- 11) Repkow, Eike von (d.i. Robert M. W. Kempner), Justiz-Dämmerung.
- 12) Der Prozeß gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof, Band XX, S. 299.
- 13) Kempner, Ankläger einer Epoche, S. 286 f. 交互尋問に関するケンプナーの叙述は、もちろん公的な記録文書が再録している事柄とは異なる。しかしながら、シュレーゲルベルガーが涙を浮かべていたことは疑いえない。ケンプナーはこの点に関して、回想録のなかで、「何かが動いた」と記した。

- 14) 裁判の推移とその日付は、次の出版物に記されている。Trial of War Criminals before the Nuernberg Military Tribunals, Volume III; Wulff, Staatssekretär Prof. Dr. Dr. hc. Franz Schlegelberger: 1876-1970; Ostendorf/ter Veen, Das "Nürnberger Juristenurteil".
- 15) 同様のことを主張しているのは、Ostendorf/ter Veen, aa.O., S. 19.
- 16) Vgl. Müller, Furchtbare Juristen, S. 271.
- 17) 法律家裁判の共同被告人に関して詳細に記述しているのは、Wulff, aa.O., S. 77-82.
- 18) 裁判所は判決でそのように述べている。それを掲載しているのは、Ostendorf/ter Veen, aa.O., S. 222.
- 19) それに関して詳細なものは、Wulff, aa.O., S. 65-68; sowie Ostendorf/ter Veen, aa.O., S. 14-17.
- 20) Amtsblatt des Kontrollrats Nr. 1-19, S. 22 f. その法律の抜粋を掲載しているのは、Bundesminister der Justiz (Hrsg.), Im Namen des deutschen Volkes, S. 333.
- 21) Zitiert nach Ostendorf/ter Veen, aa.O., S. 14.
- 22) そのように述べるのは、Wulff, aa.O., S. 67f. それについて詳細なのは、Broszat, Siegerjustiz oder strafrechtliche "Selbstreinigung", in: VfZ 1981, S. 476 ff.
- 23) Vgl. dazu auch Steiniger/Lesczynski, Fall 3, S. 38-49.
- 24) その構成については、Wulff, aa.O., S. 118.
- 25) Vgl. Wulff, aa.O., S. 88.
- 26) 裁判の日付については、次のものに掲載されているので参照されたい。Vgl. Ostendorf/ter Veen, aa.O., S. 113 f.
- 27) シュレーゲルベルガーに対する尋問は、次のアメリカの公刊物に英語で掲載されている。Trial of War Criminals before the Nuernberg Military Tribunals, Volume III, S. 284 ff, 349 ff, 460 ff, 717 ff, 808 ff, 887 ff.
- 28) それゆえクブシヨクは、「外見上、訴追機関に重大な影響を与える代表者の視点は、考察の対象から除外されねばならない」と強調した。Protokoll (d), S. 4033.
- 29) Vgl. dazu Friedrich, Freispruch für die Nazi-Justiz, S. 19.
- 30) クブシヨクが最終弁論において述べたことは、次のものに掲載されている。Ostendorf/ter Veen, aa.O., S. 234.
- 31) この弁護の動機は、クブシヨクの公判開始宣言からも明らかにされている。Protokoll (d), S. 4036.
- 32) ザウエルブルフの宣誓に代わる保証は、弁護側の証拠第104として引用されている。Protokoll (d), S. 4703.
- 33) アンネリーゼ・ゲルデラーの証言は、弁護側の証拠第104として引用されている。Protokoll (d), S. 4703.
- 34) So Kubuschok, Protokoll (d), S. 4031.
- 35) Kubuschok, Protokoll (d), S. 4030.
- 36) Müller, aa.O., S. 272.
- 37) イギリス国営放送は、シュレーゲルベルガーの退任後、そのように解説し、それは弁護人によって証拠第101として提出され、繰り返し言及された。Vgl. Protokoll (d), S. 4032

und S. 4698.

- 38) Protokoll (d), S. 9343.
- 39) Zitiert nach Ostendorf/ter Veen, a.a.O., S. 235.
- 40) Zitiert nach Ostendorf/ter Veen, a.a.O., S. 241.
- 41) その全文を掲載しているのは, Wulff, a.a.O., S. 149 f.
- 42) Vgl. Wulff, a.a.O., S. 155.
- 43) 判決の各論部分の引用は, Ostendorf/ter Veen, a.a.O., S. 217-221.
- 44) このような評価に対して正当な異議を唱えるのは, Nathans, Franz Schlegelberger, S. 80. ネイサンズは, シュレーゲルベルガーには自己の行為を弁解する理由はなかったと指摘している。
- 45) それに関しては, 判決を参照されたい。Vgl. Ostendorf/ter Veen, a.a.O., S. 114.
- 46) Zitiert nach Ostendorf/ter Veen, a.a.O., S. 221.
- 47) Zitiert nach Ostendorf/ter Veen, a.a.O., S. 221.
- 48) 法律家裁判の個別の判決とその後の被告人たちの運命を概観するものは, Ostendorf/ter Veen, a.a.O., S. 32.
- 49) そのように主張するのは, Müller, a.a.O., S. 271.
- 50) これを最も詳細に論じている賞賛に値する著作としては, Ostendorf/ter Veen, a.a.O.
- 51) Vgl. Müller, a.a.O., S. 271.
- 52) Zentral-Justizblatt für die britische Zone (Hrsg.), Das Nürnberger Juristenurteil, 1948.
- 53) Radbruch, Des Reichsjustizministeriums Ruhm und Ende, in: SJZ 1948, Sp. 57 ff.
- 54) Vgl. dazu Holba, Reclams deutsches Filmlexikon: Filmkünstler aus Deutschland, Österreich und der Schweiz, Stuttgart, 1984, S. 335.